

# 2019年度ノーマピック・スポーツ大会実施要項

## 1 目的

この大会は、障がい者の体力の維持増強を図るとともに、自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。

また、今年開催される全国障害者スポーツ大会の選手選考会を兼ねて実施する。

## 2 主催

徳島県、(社福)徳島県身体障害者連合会、(社福)徳島県手をつなぐ育成会  
徳島県障がい者スポーツ協会

## 3 主管(予定)

徳島陸上競技協会、徳島市水泳協会、徳島県卓球協会、徳島県障害者フライングディスク協会、徳島県知的障害者福祉協会、徳島県精神保健福祉協会、徳島県障害者スポーツ指導者協議会

## 4 後援(予定)

徳島県水泳連盟、徳島県アーチェリー協会、徳島県市長会、徳島県町村会、徳島県医師会、徳島県社会福祉協議会、日本赤十字社徳島県支部、徳島商工会議所、日本青年会議所四国地区徳島ブロック協議会、徳島県体育協会、徳島新聞社、NHK徳島放送局、四国放送、朝日新聞徳島総局、毎日新聞徳島支局、読売新聞徳島支局、産経新聞社高松支局、共同通信社徳島支局、時事通信社徳島支局、大塚製薬株式会社、徳島県トレーナー協会、徳島県スポーツ振興財団

## 5 期日

陸上競技、フライングディスク

2019年5月11日(土)午前10時～午後3時(受付開始 午前9時30分)  
サウンドテープルテニス、ボウリング

2019年5月18日(土)午前10時～午後3時(受付開始 午前9時30分)  
水泳、卓球

2019年5月19日(日)午前10時～午後3時(受付開始 午前9時30分)

※水泳競技の受付開始は、競技前に検診を行うため午前8時45分からとなります。

※2019年度より卓球競技に新たな参加障がい区分として精神障がい区分が設けられました。

## 6 場所

- |                 |                           |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 陸上競技        | 鳴門・大塚スポーツパーク ポカリスエットスタジアム |
| (2) 水泳          | 障がい者交流プラザ 温水プール           |
| (3) 卓球          | 障がい者交流プラザ 体育館             |
| (4) サウンドテープルテニス | 障がい者交流プラザ 体育館             |
| (5) フライングディスク   | 鳴門・大塚スポーツパーク 第2陸上競技場      |
| (6) ボウリング       | スエヒロボウル                   |

## 7 大会の順延等

陸上競技、フライングディスクは、雨天でも実施します。ただし、荒天で中止の場合は、決定を午前6時に行い事務局から連絡します。大会の順延日は、会場確保等の関係上、5月31日（金）の開催となります。なお、この場合は、全国障害者スポーツ大会出場希望者のみの記録会を実施しますので、ご了承ください。

## 8 出場資格等

(1) 平成31年4月1日現在、13歳以上の身体障がい者並びに知的障がい者、精神障がい者。

ア) 身体障がい者は、身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ) 知的障がい者は、療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。

ウ) 精神障がい者は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。

(2) 事故防止の為、出場種目について平素ある程度の練習をしていること。

(3) 水泳については、25mを完泳できること。また大会当日受付終了後に医師による健康診断を受けること。

## 9 競技規則

競技規則は、全国障害者スポーツ大会競技規則による。

## 10 競技種目及び障がい区分等

(1) 競技種目、障がい区分は別表1、別表2による。

(2) 出場できる競技及び種目は、1人1競技1種目とする。ただし、水泳については、2種目までとする。なお、年齢により出場種目が異なる場合があるので注意すること。

○身体障がい者 1部（39才以下）、2部（40才以上）

○知的障がい者 少年（19才以下）、青年（20才～35才）  
壮年（36才以上）

## 11 出場申込み

出場を希望する者は、申込書を平成31年4月12日（金）（必着）までに次の必要書類を提出先へ送付すること。なお、提出後の出場種目の変更はできない。

(1) 身体障がい者 申込書（別表3）と身体障害者手帳のコピー

(2) 知的障がい者 申込書（別表4）と療育手帳のコピー

(3) 精神障がい者 申込書（別表5）と精神障害者保健福祉手帳のコピー

※重複障がい者については、両方の手帳のコピーを添付すること。

※療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けてない者は、所属長等の証明が必要となります。

<申込書提出先> 徳島県障がい者スポーツ協会

〒770-0005 徳島市南矢三町2丁目1-59 徳島県社会福祉事業団内

電話 088-634-2000 フax/fax 088-634-2020

1 2 参加費 無料。ただし、ボウリングの靴代は自己負担とする。

1 3 大会事務局

大会事務局は、徳島県障がい者スポーツ協会に置く。

1 4 その他

(1) 本大会は、全国障害者スポーツ大会の個人競技出場選手の選考会を兼ねる。

ただし、アーチェリー競技の選手については、徳島県身体障害者アーチェリー連盟が主催する5月開催予定の「うずしお杯アーチェリー競技大会」の記録を参考に選考する。

全国障害者スポーツ大会出場選手は、後日開催する選手選考委員会で決定し、代表に選ばれた選手には6月末日までに事務局から連絡をする。

なお、全国障害者スポーツ大会への出場に当たっては、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱及び同細則に定める事項のほか、次の条件を満たすものとする。

①打合せ会、4回程度の強化練習、5泊6日の大会に参加できること。

②団体競技で全国障害者スポーツ大会へ出場する者は、個人競技で全国障害者スポーツ大会には出場はできない。

③原則として、匿名での出場は認めない。出場が決定した選手については、氏名、所属等を関係団体等に発表する。また、新聞、テレビ等に氏名、写真、映像等が掲載される場合がある。

④全国障害者スポーツ大会参加のユニホームは、一部自己負担とする。

(自己負担額 5,000円)

⑤内部障がい者は、ぼうこう又は直腸機能障がいの方のみ全国障害者スポーツ大会へ出場できる。(対象競技は、陸上、アーチェリー、フライングディスク)

⑥全国障害者スポーツ大会出場を希望する者は、別表申込書「全国大会出場希望」欄に必ず○印、出場歴を記入すること。

(2) ボウリングの参加者は100名までとし、定員を超えた場合は調整する。

(3) 主催者において、傷害保険に一括加入するが、大会当日は応急処置しかできない。

出場にあたっては医師の健康診断を受ける等の健康・安全管理について十分留意し、自己の責任において出場すること。

(4) 本大会で使用するゼッケンは、主催者が用意する。

(5) 本大会参加に要する旅費等については、参加者の負担とする。

(6) 当協会では、ホームページ、広報誌等に大会風景として、写真を掲載させていただいています。なお、顔や名前等がはっきり写っている写真の掲載につきましては、申込用紙の項目にチェックいただき、ご承諾の可否をお聞かせくださいますようにお願い申し上げます。

(別表1)

## 2019年度ノーマピック・スポーツ大会 競技・種目

## 1 陸上競技

◎男女別・年齢区分別 ▲男女別・年齢区分なし

			区分番号	障がい区分	競走					跳躍			投てき				
					50m	100m	200m	400m	800m	1500m	スラローム	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー
肢体不自由	上肢	手部	1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎
			2	両前腕切断または、片前腕および 片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎				◎	▲	◎	◎				
			3	両上腕切断または、両上肢完全	◎	◎				◎	▲	◎	◎				
	下肢	4	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	◎
		5	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		6	両下腿切断	◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		7	片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		8	両大腿切断または、両下肢完全									◎	◎	◎	◎	◎	◎
	体幹	9	体幹	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		10	車いす第6頸髄まで残存	◎	◎					◎						◎	◎
	車いす第7頸髄まで残存	11	車いす第7頸髄まで残存	◎	◎				◎	◎						◎	◎
		12	車いす第8頸髄まで残存	◎	◎				◎	◎					◎	◎	◎
		13	下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎			◎							◎	◎	◎
		14	下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎			◎							◎	◎	◎
		15	その他の車いす	◎	◎			◎							◎	◎	◎
	脳原性麻痺 <small>(脳血管疾患、脳外傷等)</small>	16	四肢麻痺で車いす使用	◎						◎						◎	◎
		17	けって移動	◎						◎						◎	◎
		18	片上下肢で車いす使用	◎						◎					◎	◎	◎
		19	上肢で車いす使用	◎	◎	◎		◎	◎	◎					◎	◎	◎
		20	その他走不能												◎	◎	◎
		21	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		22	その他走可能	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
視覚障がい	4	23	電動車いす常用							◎						◎	◎
		24	視力0から0.01まで	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		25	その他の視覚障害	◎	◎	◎		◎	◎	▲	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
聴覚・平衡機能障がい、 音声・言語・そしゃく 機能障がい	26	聴覚障がい		◎	◎	◎		◎	◎		▲	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	27	知的障がい		◎	◎	◎	◎	◎	◎	▲	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
内部障がい	28	ぼうこう又は直腸機能障がい		◎				◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※ 1 車いす使用の競走競技の選手について

・ 50m競走で使用する車椅子は日常生活用とする。

・ 車いすの100m以上の競走競技の選手は、ヘルメットを着用すること。

・ 800m以上は競技用車いす(レーサー)を使用すること。

2 体幹とは頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)。

3 スタートコールは「イングリッシュコール」とし、不正スタート(フライング)は1回目で失格とする。

4 視力は「矯正後の両眼の視力の和」で判定する。視力の和を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。

障害区分24は光を通さないアイマスクを装着する。

## 2 水泳

◎男女別・年齢区分別 ○男女別・1部 ●男女別・2部

区分番号	障がい区分	自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ	
		2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m
肢体不自由	上肢	1 手部切断	◎ ◎	● ○	● ○	○	● ○	● ○	○
		2 片前腕切断または、片上肢不完全	◎ ◎	● ○	● ○	○	● ○	● ○	○
		3 片上腕切断または、片上肢完全	◎ ◎	● ○	● ○	○	● ○	● ○	○
		4 兩前腕切断または、兩上肢不完全	◎ ◎	● ○	○	● ○	● ○	● ○	○
		5 兩上腕切断または、兩上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎ ◎	● ○	○	● ○	○	● ○	○
	下肢	6 片下腿切断または、片下肢不完全	◎ ◎	● ○	○	● ○	○	● ○	○
		7 片大腿切断または、片下肢完全	◎ ◎	● ○	○	● ○	○	● ○	○
		8 兩下腿切断または、兩下肢不完全	◎ ◎	● ○	○	● ○	○	● ○	○
		9 兩大腿切断または、兩下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎ ◎	● ○	○	● ○	○	○	◎
	上下肢	10 片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎ ◎	● ○	○	● ○	○	○	◎
		11 多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全 兩上肢不完全および兩下肢不完全	◎ ◎	● ○	○	● ○	○	○	◎
	体幹	12 体幹	◎ ◎	● ○	○	● ○	○	● ○	○
	用外脳で原車性い麻す痺常以	13 第7頸髄まで残存	◎ ◎	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
		14 第8頸髄まで残存	◎ ◎	● ○	○ ○	● ○	○ ○	● ○	○ ○
		15 下肢麻痺で座位バランスなし	◎ ◎	● ○	○ ○	● ○	○ ○	● ○	○ ○
		16 下肢麻痺で座位バランスあり	◎ ◎	● ○	○ ○	● ○	○ ○	● ○	○ ○
	脳血管疾患、(脳)外傷等	17 四肢麻痺(車いす常用)または 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎ ◎	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
		18 兩下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎ ◎	● ○	○ ○	● ○	○ ○	● ○	○ ○
		19 片側障がいで片上肢機能全廃	◎ ◎	● ○	○ ○	● ○	○ ○	○ ○	○ ○
		20 その他の片側障がいで走不能	◎ ◎	● ○	○ ○	● ○	○ ○	● ○	○ ○
		21 その他の走可能	◎ ◎	● ○	○ ○	● ○	○ ○	● ○	○ ○
	4	22 浮具使用	◎ ◎	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
視覚障がい		23 視力0から0.01まで	◎ ◎	● ○	○ ○	● ○	○ ○	● ○	○ ○
24 その他の視覚障害		○ ○	● ○	○ ○	● ○	○ ○	● ○	● ○	○ ○
聴覚・平衡機能障がい、 音声・言語・そしゃく 機能障がい		25 聴覚障がい	◎ ◎	● ○	○ ○	● ○	○ ○	● ○	○ ○
知的障がい		26 知的障がい	◎ ◎	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○

※ 障がい区分のスタートは、水中スタートをしなくてはならない。

視力は矯正後の両眼の視力の和で判定する。視力の和を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指數弁は、視力0.01とする。

障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

## 3 卓球

◎男女別、年齢区分別

			区分番号	障がい区分	卓球	STT		
肢体不自由	1	上肢障がい	1	片上肢障がい	◎			
			2	両上肢障がい	◎			
			3	片下腿切断または、片下肢不完全	◎			
		下肢障がい	4	片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	◎			
			5	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎			
		体幹	6	体幹	◎			
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用・使用	7	第8頸髄まで残存※1	◎			
			8	座位バランスなし	◎			
			9	その他の車いす	◎			
	3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	10	車いす使用	◎			
			11	杖または、松葉杖使用	◎			
			12	上肢に不随意運動あり	◎			
			13	上肢に不随意運動なし	◎			
			14	片側障がい	◎			
視覚障がい ※2			15	アイマスク有り※3		◎		
			16	アイマスク無し	◎			
聴覚・平衡機能障がい、音声・言語機能障がい、そしゃく機能障がい			17	聴覚障がい	◎			
知的障がい			18	知的障がい	◎			
精神障がい			19	精神障がい	◎			

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクの有無で出場競技を分ける。

※3 障がい区分15は「主催者が準備した」アイマスクを装着する。

## 4 フライングディスク

◎区分なし ●男女別

		アキュラシー		ディスタンス	
		ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、内部障がい(ぼうこう又は直腸機能障がい)	1	◎	◎	●	●
	2				

## 5 ポワリング

知的障がい者で男女別、年齢区分別に実施する。

(別表2)

## 障がい区分の解説

## ■肢体不自由1

			障がい区分名	解説
切断または機能障がい	立位	上 肢	切 断	手部
				片側および両側の手部切断
				片前腕
				手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
				片上腕
				肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
		機能障がい	両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
			両上腕	両上腕の切断者
			片前腕および片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者
		下 肢	切 断	片上肢不完全
				片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障がいがある者
				片上肢完全
				片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障がいがある者
				両上肢不完全
				両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障がいがある者
		機能障がい	両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障がいがある者
			切 断	片下腿
				片足部の切断を含む片下腿の切断者
				片大腿
				膝関節の離断を含む片大腿の切断者
				両下腿
		上下肢	切 断	両大腿
				両側の下腿の切断者
				片下腿および片大腿
				片下腿の切断及び片大腿の切断者
				片下肢不完全
				片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障がいがある者
		機能障がい	切 断	片下肢完全
				片側の股・膝・足関節のすべてに機能障がいがある者
				両下肢不完全
				片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障がいがあり、両側にそれぞれある者
				両下肢完全
				両側の股・膝・足関節のすべてに機能障がいがある者
		機能障がい	片上肢および片下肢	片上肢の切断及び片下肢の切断者
			多肢切断	三肢以上の切断者
		機能障がい	片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者
			片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者
		体 幹	体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障がいが該当する) 【注1】

【注1】四肢の機能障がいを伴う場合は体幹の機能障がいがあってもこの区分には該当しない

## ■肢体不自由2

脊髄損傷等	陸上競技	脳原性麻痺以外で車いす常用または使用	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者 (肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)
			第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	
			その他の車いす	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者 (例:両下肢切断のため車いすを使用し競技する者)
水泳		脊髄損傷等(脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ボリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる)	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】

【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。

【注3】(水泳)下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。

■肢体不自由3

脳原性 麻痺 (脳性 麻痺、 脳血管 疾患、 脳外傷等)	陸上競技	車いす	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障がいがある者で両上肢駆動による車いす使用者
			けって移動	両上肢の障がいが重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
		片上下肢で車いす使用	片側の上肢と下肢で車いすを操作するもの	
		上肢で車いす使用	上肢による車いす使用者【注4】	
	水泳	立位	その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者
			上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障がいのある上肢協調運動障がいがあるが、走ることが可能な者
			その他走可能	【注5】
		四肢麻痺(車いす常用)	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障がいがある者で上肢駆動による車いす使用者	
		上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがあり、走ることが不可能な者	
		両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障がいがある者(車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い)	
	卓球	上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障がいが軽度な者で、走ることが不可能な者	
		片側障がいで片上肢機能全廃	片側障がいで患側上肢のストローク動作も走ることも両方が不可能な者	
		その他の片側障がいで走不能	片側障がいで患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者	
		その他	上肢の協調運動障がいが軽度で走ることが可能な者や、片側障がいで走可能な者等、上記区分に該当しない者	
	車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者	
		杖または松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者	
		上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがある者	
		上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障がいのない立位者	
	その他	片側障がい	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障がいがあるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者	
		電動車いす常用(陸上)	四肢体幹機能障がいにより日常生活で常に電動車いすを使用している者	
		浮具使用(水泳)	重度の四肢体幹機能障がいのあるもので、浮具を使用する者	

【注4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるもののはこの区分に該当する。

【注5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当する。

■視覚障がい

視覚障がい	視力0から0.01まで その他の視覚障がい	【注6】【注7】
-------	--------------------------	----------

【注6】視力は、両眼の和でなく、矯正後の良い方の目の視力で判定する

【注7】矯正後の両眼視力の和が0.02以上の場合は、視野障がいの有無にかかわらず、その他の視覚障がいに区分される。

■聴覚・平衡機能障がい、音声・言語機能障がい、そしゃく機能障がい

聴覚・平衡機能障がい、音声・言語機能障がい、そしゃく機能障がい	聴覚障がい	区分しない
---------------------------------	-------	-------

■知的障がい

知的障がい	知的障がい	区分しない
-------	-------	-------

■内部障がい

内部障がい	ぼうこう又は直腸機能障がい	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障がい者は含まない
-------	---------------	-------------------------------

■精神がい

精神障がい	精神障がい	区分しない
-------	-------	-------